

○東総地区広域市町村圏事務組合職員の勤務時間 等に関する条例

昭和 51 年 3 月 9 日
条 例 第 1 号

改正 平成 5 年 3 月 3 日条例第 2 号

改正 平成 19 年 2 月 22 日条例第 5 号

改正 平成 20 年 2 月 19 日条例第 1 号

改正 平成 21 年 2 月 25 日条例第 1 号

改正 平成 22 年 5 月 21 日条例第 1 号

改正 平成 28 年 2 月 16 日条例第 11 号

改正 令和 5 年 2 月 28 日条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき職員の勤務時間、休憩時間等職員の勤務条件に関して規定することを目的とする。

(1 週間の勤務時間)

第 2 条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の 1 週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定める。

3 東総地区広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例（昭和 60 年条例第 1 号）第 13 条又は第 14 条第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。

- 4 任命権者は、勤務の特殊性又は特殊の必要により前3項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、管理者の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、任命権者の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあつては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は特殊の必要（育児短時間勤務職員にあつては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、任命権者の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日

(育児短時間勤務職員にあつては、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(時間外勤務代休時間)

第 5 条 任命権者は、東総地区広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例

(昭和 46 年条例第 7 号) 第 2 条において準用する匝瑳市職員の給与に関する条例(平成 18 年匝瑳市条例第 45 号)第 17 条第 3 項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第 3 条第 2 項及び前条の規定により勤務時間が割り振られた日(東総地区広域市町村圏事務組合職員の休日及び休暇に関する条例第 2 条に規定する休日及び任命権者が定める日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命じられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休憩時間)

第 6 条 任命権者は、1 日の勤務時間が、6 時間を超える場合においては、少なくとも 1 時間の休憩時間をそれぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

- 2 任命権者は、1 日の勤務時間が 6 時間を超え 8 時間以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、任命権者の定めるところにより、同項の休憩時間を 45 分以上 1 時間未満とすることができる。
- 3 第 1 項の休憩時間は、職務の特殊性において、任命権者の定めるところにより、一斉に与えないことができる。

(非常勤の職員の勤務時間等)

第 7 条 非常勤の職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、

規則で定める基準に従い、任命権者が別に定める。

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 東総地区広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例11号）は廃止する。

附 則（平成5年3月3日条例第2号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月22日条例第5号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月19日条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月25日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月21日条例第1号）

この条例は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成28年2月16日条例第11号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日条例第5号抄）

（施行期日等）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

3 2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間等条例第2条第3項、第3条第1項ただし書及び第2項ただし書並びに第4条第2項の規定を適用する。

（委任）

3 5 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。